六郷まちづくり協議会 ホームページ運用ルール

作成: HP 運用委員会

2019年4月9日

1. HP 開設の目的1
2. HP 運用ルール
(1)ま5協HP運用委員会1 (2)ま5協HP運用委員1
3. HP 全体の概要2
(1) HP 契約2 a. 契約先 レンタルサーバー Xserver2
b. メール
a. 予算は六郷まち協 HP 活動費を充てる。
4. HP の適切な運用とメンテナンスについて2
(1)管理者はHPのメンテナンスを随時行う。 2 (2)機能の確認と評価 2 a. 確認項目 2 b. 評価項目 2
5. お問合せ・ご意見の処理ルート2
(1)お問合せ・ご意見の処理方法2 (2)お問合せ・ご意見への回答
付図- 1 お問合せ·ご意見の処理ルート4
【付表-1 メールの処理方法】4

		資料No.	65CHP31-0001
標準書名	HP 運用ルール	改定No.	4
		ページ	1/4

まえがき

六郷まちづくり協議会は、その活動の目的・内容を適時・適切に公開する公報の一環として、平成 22 年 9 月に六郷まちづくり協議会ホームページ(以下まち協 H Pという)を開設した。 その後、平成 27 年 4 月 WordPress 導入を機に HP 画面を全面的に改定し、スマホからのアクセスを改善し、ブログ機能を取り入れ、HP 編集権をまち協役員に開放した。

1. HP 開設の目的

六郷地区住民のコミュニティ活動の目的に適した情報を開示・更新し、住民からの意見・提案を適切に処理し、まち協 HP を安全に運用して、地区住民がコミュニティ活動により参画しやすくするため、六郷まち協の HP を開設し、以下にその運用ルールを定める。

2. HP 運用ルール

(1) まち協HP運用委員会

まち協 H P を運用するために、広報部会のもとにまち協 H P 運用委員会を設ける。 委員長は、広報部会長が当たる。

委員会は、その設立趣旨を確実に実行するため定期的に開催する。

(2) まち協HP運用委員

まち協 H P 運用委員は、まち協の各活動部会の広報担当者各 1 名、六郷地区連合自治会の 推薦者 1 名および必要に応じて運用委員会の推薦者をあて、企画幹事会で承認する。 任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(3) まち協HP管理者

(4) まち協 HP 編集者

様式改定No.

平成 27 年 4 月の WordPress 導入により HP 内の記事の編集、ブログ作成が容易になったことを契機に、別紙のとおりまち協 HP 編集者を定め、お知らせ、活動報告、ブログの作成・登録・更新・削除の編集権をまち協 HP 編集者に与えることにする。

		資料No.	65CHP31-0001
標準書名	HP 運用ルール	改定No.	4
		ページ	2/4

3. HP 全体の概要

(1) HP 契約

a. 契約先 レンタルサーバー Xserver

契約者: 六郷まちづくり協議会

URL: https://65mdc.org/

HPの容量: 200GB

b. メール

契約者: 六郷まちづくり協議会

アドレス: rokugo-machi@65mdc.org

(2) HP 運用費

a. 予算は六郷まち協 HP 活動費を充てる。

(3) 活動拠点

a. 六郷地区センター、青葉台コミュニティセンター、牧之原農村婦人の家

(4) プライバシーポリシー

a. プライバシー保護と誹謗中傷の防止のため、H P 内に掲載された写真の氏名は掲示しない。

- 4. HP の適切な運用とメンテナンスについて
 - (1) 管理者はHPのメンテナンスを随時行う。
 - (2)機能の確認と評価
 - a. 確認項目
 - (a) 新しい情報の発信及び更新は確実に行われているか ← HP運用委員会
 - (b) HP 内が改変等されていないか ← H Pを更新時、管理者がチェック
 - b. 評価項目
 - (a) アクセス状況の確認

HP に設置してあるアクセスカウンタのカウント数(利用頻度)とアクセス解析ツールを用いてアクセス状況を分析する。

- 5. お問合せ・ご意見の処理ルート
 - (1) お問合せ・ご意見の処理方法

受信したお問合せ・ご意見は、その内容区分および重要度を管理者が判断し、関係者の判断・ 回答が必要なものは関係者に通知する。

処理方法は付表―1、処理ルートは図―1に示す。

様式改定No.		六郷まちづくり協議会	規定標準	
---------	--	------------	------	--

		資料No.	65CHP31-0001
標準書名	HP 運用ルール	改定No.	4
		ページ	3/4

(2) お問合せ・ご意見への回答

通知を受けた関係者は、その内容を検討し、対処方法ならびにその回答を作成する。 お問合せ・ご意見に対する回答は、管理者を経由して発信者に返信される。

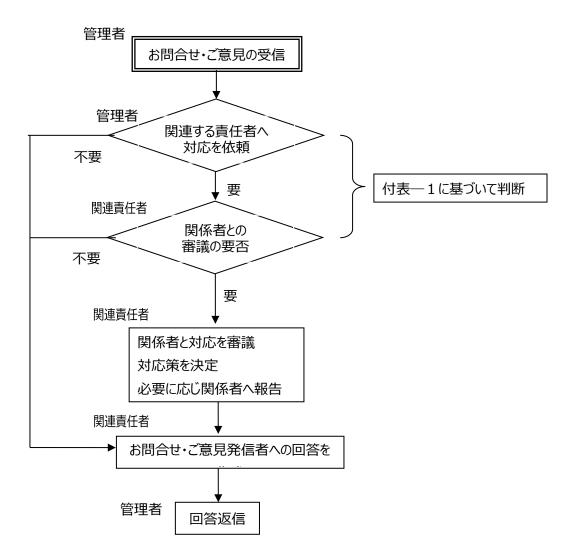
【制定·改訂履歴】

改訂No.	改 訂 內 容	作 成	照 査	承 認
1	新規作成	H22.09.20	H22.09.20	H22.09.20
1	利		藤田	片山
2	六郷コミュニティ協議会用メール使用料金の科	H23.03.16	H23.03.16	H23.03.16
	目を諸雑費に設定	(m)	藤田	片山
3	ホームページ運用ルール全体見直し	H25.06.11	H25.06.11	H25.06.23
3		朝居	藤田	
4	WordPress 導入による全体見直し	H27.03.31	H27.03.31	H27.04.07
4		朝居	藤田	教后/
_	六郷コミュニティ協議会から六郷まちづくり協議	H31.04.09	H31.04.11	H31.04.16
5	会へ名称変更に伴い見直し		料料	朝居

様式改定No. 六郷まちづくり協議会 規定標準

		資料No.	65CHP31-0001
標準書名		改定No.	4
	HP 運用ルール	ページ	4/4

付図-1 お問合せ・ご意見の処理ルート



【付表-1 メールの処理方法】

	区分	重要度	処理方法	返信方法	備考	į
1	苦情·意味不明		明確な説明を発信者に依頼	その旨返信		
		低	即処理			
2	意 見	中	関係者審議	管理者が返信		
	高	企画幹事会へ報告し審議				
		低	即処理			
3 問	問い合わせ	中	関係者審議	管理者が返信		
		高	企画幹事会にて審議			

以上

様式改定No.

六郷まちづくり協議会

規定標準